

三 川 町 障 害 者 計 画 (第5期)

三 川 町 障 害 福 祉 計 画 (第6期)

三 川 町 障 害 児 福 祉 計 画 (第2期)

**令和3年3月
三 川 町**

はじめに



第4次三川町総合計画では、障害のある人、ない人にかかわらず、誰もが生きいきと明るく支えあい、共に豊かに暮らしていける地域社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を促進していくこととしています。

今回策定した計画は、基本理念を「共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ」と定め、これまでの施策の方向性を継続しながら、上位計画である第4次三川町総合計画等とも整合を図りながら、相談支援、重症心身障害者（児）の家族支援、就労支援など、地域生活支援を充実していきます。

また、今年度「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例」を制定し、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました三川町障害者計画・障害福祉計画等委員会の委員の皆さま、アンケート調査に貴重なご意見をいただきました皆さま、関係機関の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

三川町長 阿部 誠

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画の背景・趣旨	1
2	計画に係る法令根拠	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	2
第2章	障害者の現状	
1	障害のある人の状況	3
2	身体障害のある人の状況	4
3	知的障害のある人の状況	6
4	精神障害のある人の状況	7
第3章	障害者計画（第5期）	
1	計画の基本的な考え方	
(1)	基本理念	8
(2)	計画の基本目標	8
(3)	計画の体系	9
2	障害福祉施策の基本目標及び重点目標	
(1)	安心して暮らせる生活環境づくり	
①	共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発	10
②	総合的な相談支援・情報提供の充実	12
③	障害福祉サービス等の充実	14
④	保健・医療・福祉の充実	16
⑤	生活環境の整備	18
⑥	緊急時・災害時等における安全の確保	20
⑦	差別解消・権利擁護・虐待防止の推進	22
(2)	自立と社会参加の促進	
①	療育の充実	24
②	教育の充実	26
③	雇用・就労の促進	27
④	スポーツ・レクリエーション活動等の促進	28
⑤	障害者団体等への支援と連携強化	29
第4章	障害福祉計画（第6期）	
1	障害福祉計画における実績値と目標値	
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	30
§	福祉施設入所者数と地域生活へ移行する障害者数の実績値と目標値	30
(2)	地域生活支援拠点の整備	31
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	31
(4)	相談支援体制の充実・強化等	32
(5)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	32

2	各年度における実績値と必要見込み量並びにその見込み量確保のための方策	
(1)	障害福祉サービス及び相談支援に係る過去3カ年の実績値と今後の必要見込み量	3 3
①	訪問系サービス	3 3
②	日中活動系サービス	3 4
③	居住系サービス	3 6
④	相談支援	3 7
(2)	障害福祉サービス及び相談支援に係る必要見込み量確保のための方策	3 7
3	地域生活支援事業の実施計画	
(1)	実施する事業の内容	3 9
①	障害者相談支援事業	3 9
②	成年後見制度利用支援事業	3 9
③	日常生活用具給付等事業	3 9
④	移動支援事業	3 9
⑤	日中一時支援事業	3 9
(2)	見込量の確保のための方策	4 1

第5章 障害児福祉計画（第2期）

1	障害児福祉計画における実績値と目標値	
(1)	障害児支援の提供体制の整備等に係る目標	4 2
2	各年度における実績値と必要見込み量並びにその見込み量確保のための方策	
(1)	障害児福祉サービス及び相談支援に係る過去3カ年の実績値と今後の必要見込み量	4 3
§	障害児支援	4 3

第6章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価

参考資料

	アンケート調査の実施結果について	4 7
	三川町障害者計画・障害福祉計画等委員会委員名簿	6 1

第1章 計画の概要

1 計画の背景・趣旨

障害のある人を取り巻く環境は国内法の整備等によって大きく変わってきている状況です。国は平成25年に「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、障害の範囲に難病を追加し、障害のある人が地域において障害のない人と同等の尊厳をもった生活を送るための総合的な支援を行っていくこととなりました。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた様々な取り組みが求められています。

本町では、平成28年度より「第4期三川町障害者計画」に沿って「共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ」の実現を目指し、障害のある人それぞれの状況に合わせた支援を行ってきたところですが、令和2年度が計画の最終年度となることから、現行計画を見直し、国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本町の現状や課題等を踏まえ「第5期三川町障害者計画」を策定することとしました。

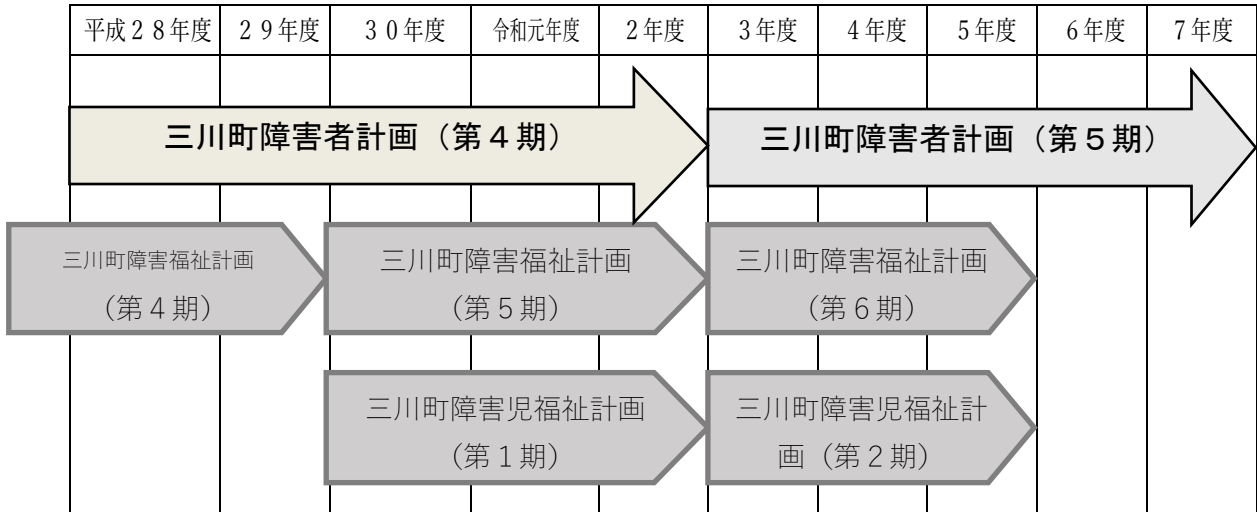
なお、具体的なサービスやその目標数値等を定めている「第5期三川町障害福祉計画」や「第1期三川町障害児福祉計画」についても令和2年度が最終年度となることから、計画の進捗状況や目標数値等の検証を行い、各種施策の方向性を示すことを目的として「第6期三川町障害福祉計画」「第2期三川町障害児福祉計画」も併せて策定します。

2 計画に係る法令根拠

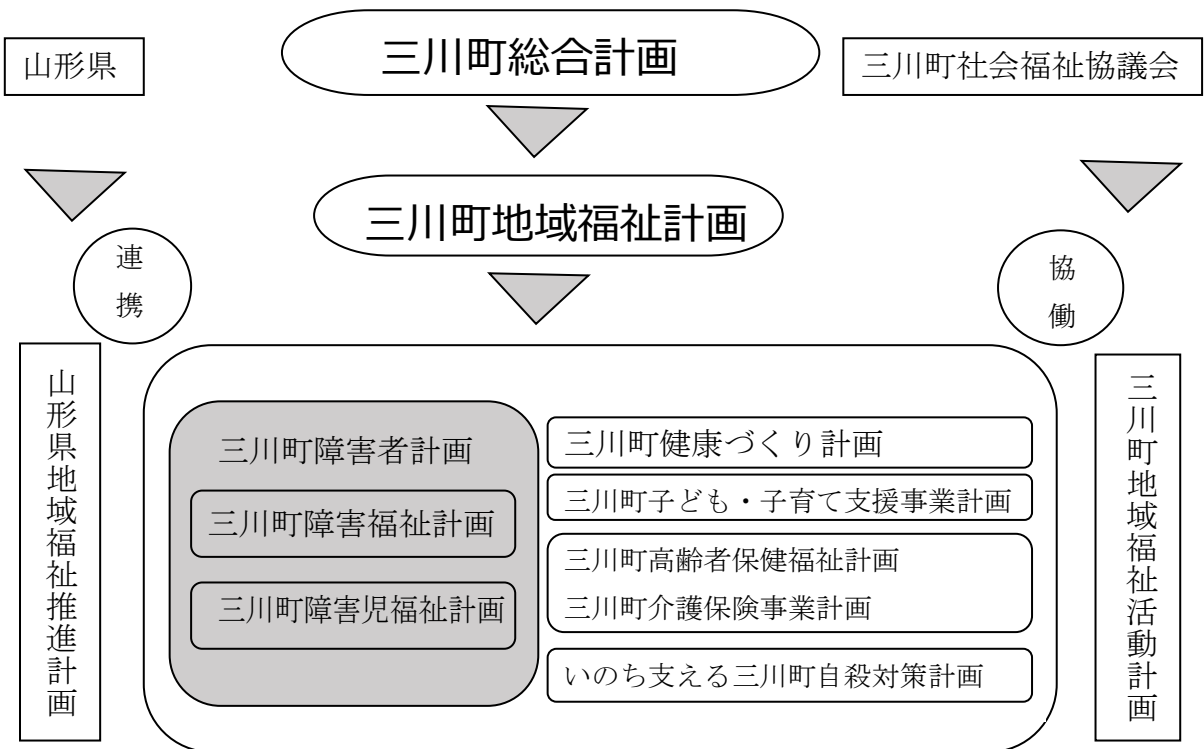
- (1) 障害者計画・・・障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めています。
- (2) 障害福祉計画・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」（以下「障害福祉計画」という。）であり、具体的なサービスやその目標数値等を定めています。
- (3) 障害児福祉計画・・・児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」であり、具体的なサービスやその目標値等を定めています。

3 計画の期間

- (1) 「障害者計画」は令和3年から令和7年度までの5年間の計画とします。
 (2) 「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。



4 計画の位置づけ



第2章 障害者の現状

1 障害のある人の状況

<障害者手帳を所持している人>

本町における障害者手帳を所持している人は、平成27年度末との比較でみると、身体障害の人数は29人減少し、知的障害は12人、精神障害は4人増加しており、ほとんどの人が在宅で生活しています。

(単位：人)

		平成28年3月31日現在			令和2年10月1日現在		
		在宅者	施設入所者 (介護施設除く)	総数	在宅者	施設入所者 (介護施設除く)	総数
身体障害	18歳未満	7	0	7	4	0	4
	18～64歳	309	5	314	57	3	60
	65歳以上				226	2	228
	計	316	5	321	287	5	292
知的障害	18歳未満	5	0	5	8	1	9
	18～64歳	24	7	31	30	3	33
	65歳以上				4	2	6
	計	29	7	36	42	6	48
精神障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	30	0	30	22	0	22
	65歳以上				12	0	12
	計	30	0	30	34	0	34
合計	18歳未満	12	0	12	12	1	13
	18～64歳	363	12	375	109	6	115
	65歳以上				242	4	246
	計	375	12	387	363	11	374

※この表には重複する方もいることから延べ人数になります。

資料：健康福祉課福祉係

2 身体障害のある人の状況

町民全体に占める身体障害のある人の割合は、4%台で推移しています。

また、障害種別で見ると、肢体不自由が155人で全体の53.1%、ついで心臓や腎臓などの内部障害が91人で全体の31.2%を占めています。ここ10年間で内部障害が増えてきており、生活習慣病による心臓病、腎臓病などが要因の一つと考えられます。

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	身体障害児	身体障害者	合計	全町民に占める身体障害のある人の割合
平成22年度	10(2.8%)	346(97.2%)	356(100%)	4.60%
平成27年度	7(2.2%)	314(97.8%)	321(100%)	4.15%
令和2年 10月1日現在	4(1.4)	288(98.6)	292(100)	—

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況

(単位：人)

		視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
平成 22 年度	18歳未満	0	3	0	7	0	10
	18～64歳	4(5.6)	4(5.6)	3(4.2)	38 (53.5)	12 (16.9)	71
	65歳以上	15	33	1	166	60	275
	計	19	40	4	211	72	356
平成 27 年度	18歳未満	0	3	0	4	0	7
	18～64歳	3	5	0	43	15	66
	65歳以上	13	27	4	137	67	248
	計	16	35	4	184	82	321
令和 2年 10月 1日 現在	18歳未満	0	0	0	4	0	4
	18～64歳	0	5	1	38	16	60
	65歳以上	14	23	3	113	75	228
	計	14	28	4	155	91	292

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(3) 障害等級別の推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成 22 年度		74	69	63	77	37	36	356
		20.8%	19.4%	17.7%	21.6%	10.4%	10.1%	100%
平成 27 年度		105	30	44	72	36	34	321
		32.7%	9.4%	13.7%	22.4%	11.2%	10.6%	100%
令和 2年 10月 1日 現在		97	35	37	67	25	31	292
		33.2%	12.0%	12.7%	22.9%	8.6%	10.6%	100%

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

3 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

本町の知的障害のある人は、36人～48人の間で推移しておりましたが、ここ近年は増加傾向にあります。

(単位：人)

	知的障害児	知的障害者	合計	全町民に占める 知的障害のある 人の割合
平成22年度	3	36	39	0.50%
平成27年度	5	31	36	0.47%
令和2年 10月1日現在	9	39	48	—

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況、推移

(単位：人)

		療育A	療育B	計
平成 22 年度	18歳未満	3	0	3
	18～64歳	11	20	33
	65歳以上	3	2	5
	計	17	22	39
平成 27 年度	18歳未満	3	2	5
	18～64歳	10	19	29
	65歳以上	1	1	2
	計	14	22	36
令和 2年 10月 1日 現在	18歳未満	3	6	9
	18～64歳	12	21	33
	65歳以上	2	4	6
	計	17	31	48

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

4 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加する傾向にあります。

(単位：人)

	1級	2級	3級	合計	全町民に占める知的障害のある人の割合
平成22年度	6	16	2	24	0.31%
平成27年度	5	17	8	30	0.39%
令和2年10月1日現在	5	17	12	34	—

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(2) 障害種別・年代別の状況、推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	合計
平成22年度	18歳未満	0	1	0	1
	18～64歳	4	11	2	17
	65歳以上	2	4	0	6
	計	6	16	2	24
平成27年度	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	3	13	8	24
	65歳以上	2	4	0	6
	計	5	17	8	30
令和2年10月1日現在	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	2	10	10	22
	65歳以上	3	7	2	12
	計	5	17	12	34

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

(3) 自立支援医療費受給者証所持者数（精神通院医療）

(単位：人)

	自立支援医療費受給者証所持者数	全町民に占める知的障害のある人の割合
平成22年度	61	0.79%
平成27年度	62	0.80%
令和2年10月1日現在	71	—

資料：健康福祉課福祉係（各年度3月31日現在）

第3章 障害者計画（第5期）

1 計画の基本的な考え方

（1） 基本理念

共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ

私たちが住むこの地域には、子どもから高齢者、障害のある人など、さまざまな人が生活しています。生涯、この住みなれた地域で人としての権利が守られ、個人として尊重され、障害の有無などによって分け隔てられることなく、共に支え合い、自分らしく暮らすことのできる生活環境を構築し、障害のある人の自立と社会参加の実現を目指し、一層充実した施策を展開します。

（2） 計画の基本目標

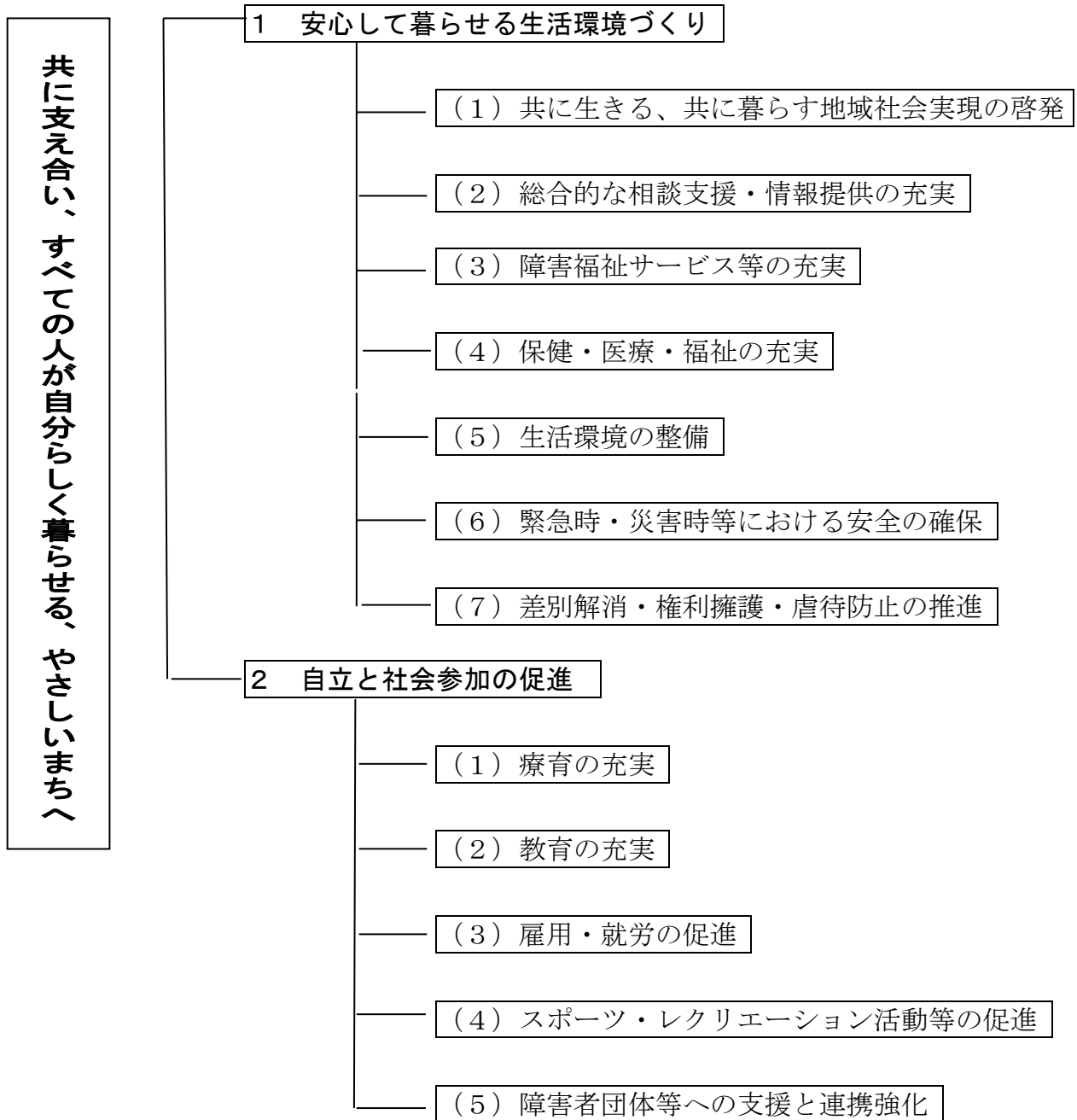
- ① 安心して暮らせる生活環境づくり
- ② 自立と社会参加の促進

(3) 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《重点目標》



2 障害福祉施策の基本目標及び重点目標

《基本目標》

(1) 安心して暮らせる生活環境づくり

《重点目標》

- ① 共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発
- ② 総合的な相談支援・情報提供の充実
- ③ 障害福祉サービス等の充実
- ④ 保健・医療・福祉の充実
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 緊急時・災害時等における安全の確保
- ⑦ 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

① 共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発

<現状と課題>

町では障害者基本法にも定められている「全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指し、これまで町民の方々などに、「障害のある人もない人も共に支え合う社会」の啓発活動を広報・チラシを活用し実施してきました。

また、学校においては、特別支援学級（※1）と通常学級の児童・生徒による相互交流学習が行われ、社会福祉への理解と関心が図られております。

今後も、町や社会福祉協議会、学校や障害者団体等のさまざまな活動により、障害のある人に対する理解のための継続した啓発活動等を展開し、共に生きる社会の実現をめざします。

※1 特別支援学級

障害の比較的軽い児童・生徒のために小・中学校に障害に応じ設置される少人数（上限8人）の学級で、知的障害、肢体不自由、身体病弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。本町では、横山小学校、東郷小学校、押切小学校、三川中学校に設置している（令和2年度末時点）。

<具体的な施策>

ア 広報等による障害のある人への理解の普及啓発

町や社会福祉協議会が発行する広報・チラシ、町ホームページの活用のほか、障害者団体等との連携により一層の普及啓発活動を推進します。

イ 学校教育における福祉教育の推進

インクルーシブ教育システム（※2）により、引き続き学齢期からの福祉教育の推進に努めます。

ウ 交流の促進による障害のある人への理解の普及啓発

障害のある人の外出支援や各種イベントの開催など、交流の機会の拡大を図ります。

障害福祉サービス事業所や特別支援学校等が行う地域交流事業などへの積極的な参加を町民等に呼びかけ、相互理解を深める取り組みを一層推進します。

※2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みのこと。

② 総合的な相談支援・情報提供の充実

<現状と課題>

障害のある人が住みなれた地域で安心して生活するためには、障害のある人やその家族等が抱えるさまざまな不安、悩み、問題を取り除き、適正なサービスにつなげていくための相談体制を充実していくことが求められています。

今回行ったアンケート結果によると地域社会で生活するために「相談対応などの充実が必要である」と回答した方は12.8%でした。

本町では、民生児童委員による地域での見守りが行われ、支援が必要な方の把握とともに、その情報をもとにした適切な支援に努めています。

また、障害者支援サービス事業所等と連携して、障害のある人やその家族に対するより専門的な相談支援を行っています。さらに、町では相談者の利便性を向上させるため、障害者（身体・知的）相談員を設置しています。

障害福祉の枠を越えて、介護保険制度の活用や養護老人ホームへの入所、生活保護制度、権利擁護（※3）制度などさまざまな支援が必要となる場合は、その都度、町や保健所、地域包括支援センターなどが連携して対応にあたっており、今後も関係機関が連携して、障害のある人に対する的確な情報提供と総合的な相談支援を行っていく必要があります。

※3 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する相談や助言、各種手続きや支払い、財産管理等を手助けし、対象者の権利を守ること。

<具体的な施策>

ア きめ細かな相談支援・情報提供の推進

障害のある人一人ひとりに合ったきめ細かな支援ができるよう、町・保健所・医療機関・障害福祉サービス事業所等との一層の連携を図り、総合的かつ一体的な支援を推進します。

障害者手帳を受けられた方に対するパンフレット等を配布し、障害福祉制度やサービスなどの情報提供の充実を図ります。

イ 相談支援事業の充実

相談支援事業所と連携して個々に応じた相談体制を強化するとともに、障害者（身体・知的）相談員の相談支援事業についても、広報等による周知のほか、障害者団体への一層のPRに努め、相談利用者の拡大を図ります。

教育機関、地域包括支援センター等各種相談機関との連携や情報交換、研修などにより相談員等関係職員の資質の向上に努め、相談支援の充実を図ります。

③ 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者福祉に関するサービスについては、大きく「障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「在宅福祉サービス」に分けられます。

アンケート結果では、今後の利用意向の高いサービスは「短期入所」「生活介護」「重度訪問介護」「移動支援」「居宅介護」「行動援護」「日中一時支援」となっており、障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供が必要となってきます。

本町の障害のある人の多くは、近隣市町の事業所に通所しサービスを受けているのが実態であり、利用者からは交通上の面から、町内への障害福祉サービス事業所の設置を希望する声が寄せられています。現在、町内には、多機能型事業所はんどめいど糸蔵楽（生活介護・就労継続支援B型）と社会福祉法人けやき（居宅介護・重度訪問介護）、医療法人社団愛陽会によるハイツ平島（指定共同生活援助）及び多機能型事業所じょんぶ（就労移行支援・就労継続支援B型）の4つの事業所があるものの、まだ十分とは言えず、今後も引き続き事業所設置の促進・支援を行うなどその充実に努める必要があります。

また、「地域生活支援事業」については、「日常生活用具給付等事業」や「日中一時支援事業」などを行い、さらに「在宅福祉サービス」については、「おむつ支給事業」や「福祉タクシー事業」など介護の支援や外出を促す事業なども行っていますが、今後とも更なる拡充に向けての対応が求められています。

<具体的な施策>

ア 適切なサービスの提供

相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害のある人の個々のニーズを把握し、施設等社会資源（※4）の整備・促進と質の向上を図ります。

イ 在宅サービス等の充実

地域で生活する障害者の支援を行うために、町では地域生活支援拠点等（※5）の整備を進めます。

町の事業として位置づけられている地域生活支援事業について、障害のある人の状況等に合わせ、「日常生活用具給付等事業」や「移動支援事業（※6）」等に取り組み、地域での生活を支援します。

ウ 民間事業者の事業所進出の促進

障害のある人の地域での生活の安全と利便性を高めるため、民間の障害福祉サービス事業所の利用について広域での充実を図ります。

※4 社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称していう。

※5 地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

※6 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るための事業。町に登録した事業所の訪問介護員等が移動の介助を行う。

④ 保健・医療・福祉の充実

<現状と課題>

本町では、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病により、後天的に障害を持つようになった方が少なくなく、その予防活動は重要な取り組みとなっています。

また、平成25年度から難病等が障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービス等の対象になったことから、本町においても難病患者等に対する相談体制の充実を進めてきました。

こころのケアとしては、人間関係やストレス等によりうつ病などの精神疾患を持つ方が増えてきていることは本町においても課題としてとらえており、自己の健康管理とともに自殺予防のための心のサポーター（ゲートキーパー）（※7）の養成など、地域・職場・家庭など社会全体で見守り・支援する体制づくりが求められています。

さらに、乳幼児に対しては、出生時からの生活習慣の確立と異常の早期発見を目的に、各種健康診査や健康教育、相談指導などを実施していますが、今後も保育園・幼稚園や医療機関等と連携して、障害のある子どもの早期発見とともに、早期療育（※8）につなげる取り組みが必要です。

このように、障害の原因はさまざまですが、後天的な身体障害や精神障害は予防可能なものもあり、本町では健康診断等による病気の早期発見と、生活習慣病の予防や適切な療養につなげるための健康相談・健康教育などを引き続き行っていく必要があります。

※7 心のサポーター（ゲートキーパー）

うつや自殺の基本的な知識を有し、地域や職場において、相手の心身不調に気づき、必要に応じ専門相談機関につなぐ役割が期待される人材のこと。

※8 療育

発達障害の疑いのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。この言葉を初めて用いた高木憲次博士によると「療育とは、医療、訓練、教育、福祉など現代の科学を総動員して、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである。」としている。

<具体的な施策>

ア 生活習慣病の予防と疾病の早期発見

各種健康診査や保健指導・健康教育等を通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努め、脳血管疾患や糖尿病等の障害につながる疾病の予防を促進します。

イ 医療機関等との連携

早期発見により、適切な療育やリハビリテーションが受けられるよう医療機関等との連携を図ります。

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

エ 医療的ケア児への支援

医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図ります。

オ こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりの重要性や、うつ病についての啓発に努め、町民自らの健康づくり活動を促進します。

うつ病等の早期発見・早期対応を図るため、周囲の方の心身不調に気づき、相談機関につなぐ心のサポーター（ゲートキーパー）研修会の実施など、地域全体で見守り・支援する体制づくりを促進します。

カ 発達障害の疑いのある子どもの把握とその家族に対する支援

乳幼児健診等により発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら家族に対する相談指導や情報提供など適切な支援を行います。

キ 医療費助成の周知

自立支援医療費助成（更生医療・育成医療・精神通院医療）、重度身体障害者医療費助成等について、ホームページなどで情報提供していきます。

⑤ 生活環境の整備

<現状と課題>

障害のある人が地域で快適に生活するためには、公共施設や道路等の安全性や利便性の向上が重要です。これらの整備に努めることは障害のある人だけでなく、子どもや高齢者など町民の誰もが生活しやすい環境づくりにつながります。

アンケート結果によると「外出するときに困っていること」として、「道路に階段や段差が多い」「外出先の建物の設備が不便」と回答した方が21.3%、「公共交通機関が少ない」「バスやタクシーの乗り降りが困難」と回答した方は29.9%でした。

本町では、スーパーや公共施設において障害のある人や高齢者等専用の駐車スペースの設置が進んでいるほか、公共施設や事業所等においても玄関スロープやオストメイト（※9）用の設備を備えた身体障害者用トイレが設置されるなど障害のある人に配慮した生活環境の整備が進められています。また、幅の広い歩道の整備と併せて、近年は冬季間の歩道の除雪も行われるようになり、生活上の利便性の向上が図られてきています。

このように、年々公共施設や道路等のバリアフリー化が進められてきているなか、障害のある方のニーズに対応した住宅機能の向上を目指すなど、誰もが快適で生活しやすい環境整備の継続した取り組みが求められています。

※9 オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のこと。単に人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

<具体的な施策>

ア 障害のある人の視点に立った生活基盤の整備

歩道の整備や建物の段差解消、身体障害者用トイレの設置等、安全性や利便性に配慮した生活環境の整備を促進します。

「住宅改修費」等福祉サービスの周知に努め、障害のある人の生活環境の改善を促進します。また、住まいづくり支援事業により、居室や移動経路の段差解消、手すり設置等、地域生活支援事業等に該当しない方への支援を実施します。

福祉タクシーやデマンド交通、さらに各種交通費助成制度の充実を図るなど、障害のある人の交通手段の確保を図ります。

イ 事業者等への理解と協力の呼びかけ

民間事業者等に理解と協力を求め、建物等のバリアフリー化を促進します。

⑥ 緊急時・災害時等における安全の確保

<現状と課題>

障害のある人が地域で安心して生活するためには、緊急時や災害時に備えた対策のほか、障害のある人が犯罪に巻き込まれないための防犯対策も必要です。

体調変調などの緊急時に備えた対策として、本町においても公共施設をはじめスーパーや事業所等でのAED（※10）の設置が進んでいます。また、町では一人暮らし高齢者等を対象にした「緊急通報システム」の貸与、住宅の段差解消や手すりの設置などに対する「住宅改修費」の給付などを行っています。

地震・風水害・火災などの災害時に備えた対策については、大規模災害発生時の福祉避難所の確保について、平成27年12月14日に社会福祉法人けやきと災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書を締結しました。しかしながら、アンケート結果によると「避難場所で障害の理解が得られるか不安」「避難場所の設備や生活環境が不安」という声が多く、さらなる福祉避難所の増設や、福祉避難所の運営マニュアルの策定が喫緊の課題となっています。また、「災害時に一人で避難できますか」という問いに、「できない」と答えた人が40.7%いました。

防犯対策については、三川駐在所・民生児童委員等の協力により、障害のある人に対する地域での見守りが行われています。障害のある人が犯罪に巻き込まれないための防犯体制の確立とともに、防犯意識の高揚、事件を未然に防ぐための地域での見守り体制が重要となっています。

このような取り組みは、障害のある人の安全で安心した生活を支える重要なものであり、今後も継続していくとともに、社会の変化に合わせた対応が求められています。

※10 AED

自動体外式除細動器のこと。心臓が細かくけいれんし、血液が送れなくなる重い不整脈（心室細動）を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すための救命機器である。

<具体的な施策>

ア 緊急時等に備えた安全の確保

AEDの設置の拡充とともに、町民等に対するAED講習会の実施を促進します。

イ 災害時に備えた支援体制の確立

災害時要支援者に配慮した福祉避難所について、現在の社会福祉法人けやきとの協定をはじめとし、対応ができる避難施設の確保に努めます。

「三川町地域防災計画」や「避難行動要支援者避難支援プラン」をもとに災害時の情報伝達や避難誘導、避難方法等について、自主防災会・民生児童委員・障害者団体等との連携により障害のある人に対する周知徹底を促進します。

障害のある人の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者避難支援プランで定める個別計画（要支援者個人の情報を記録した台帳）の作成を障害者団体等への周知を図りながら整備促進します。

各自主防災会等の協力のもと、障害のある人の避難を想定した訓練や救急救命講習・応急手当講習等の実施を促進します。

ウ 防犯対策の確立

事件の未然防止・再発防止を図るため、三川駐在所や民生児童委員、社会福祉協議会等との連携による地域での見守り・警戒活動を促進します。

防犯意識の高まりや不当な訪問販売等の被害の未然防止を図るため、警察署、障害者団体等との連携による学習会等の開催を促進します。

⑦ 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

<現状と課題>

平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。これは、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。差別についてのアンケートの結果によると「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と答えた方が34.9%いました。「どのような場所であるか」という問いに関しては「学校・仕事場」「外出先」「住んでいる地域」等が34.2%でした。

また、障害のある人が地域で生活していくためには、さまざまな場面での意思決定が必要となります。知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々のための権利擁護制度があり、町と三川町社会福祉協議会が連携してその制度の周知と利用の支援を行っています。「成年後見制度を知っていますか」というアンケートの問いに、「知っている」と答えた方は17.4%、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らない」と答えた方は43.4%いました。「成年後見制度（※11）」は、市町村が行う「地域生活支援事業」に位置づけられており、その制度の周知を一層図る必要があります。

障害のある人に対する虐待の防止については、あらゆる機会をとらえ、広報・周知を行う必要があります。

※11 成年後見制度

財産管理等に関する公益保護を目的とし、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が後見人等の支援を受けて契約やサービス利用を行う制度のこと。

<具体的な施策>

ア 障害を理由とした差別解消の推進

「障害者差別解消条例」を制定し、障害のある人に対する「差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めながら、障害のある人もない人も共に暮らせる社会の実現に取り組みます。また、町や社会福祉協議会が発行する広報やチラシなどを活用し、障害を理由とした差別解消の啓発に努めます。

イ 権利擁護制度の周知

福祉サービス利用援助事業(※12)や成年後見等の権利擁護制度については、町と社会福祉協議会の連携の充実を図り、広報やチラシなどを利用して広く町民に周知します。

ウ 障害者の虐待防止の推進

地域包括支援センター、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所、民生児童委員等との連携を通じて見守りの強化を図ります。

エ 学校における障害を理由とした差別解消の推進

インクルーシブ教育システムにより、障害のある人ない人が共に学び、差別のない福祉教育の推進に努めます。

※12 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分ではないため自らの判断で適切なサービスを選べない人に対して、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きを支援したり、金銭管理、債券関係書類の保管等自立した生活の支援を行うもので、本町では社会福祉協議会が実施している。

《基本目標》

(2) 自立と社会参加の促進

《重点目標》

- ① 療育の充実
- ② 教育の充実
- ③ 雇用・就労の促進
- ④ スポーツ・レクリエーション活動等の促進
- ⑤ 障害者団体等への支援と連携強化

① 療育の充実

<現状と課題>

障害のある子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を促すためには、乳幼児期での障害の早期発見が重要です。

本町では、町の乳幼児健診において発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努めているほか、みかわ保育園・幼稚園、いのこ保育園からの情報提供により対象児を把握し、保健師や学校支援員等による保護者相談や、児童相談所の精神発達精密検査につなぐなど、対象児や育児不安を抱える家族に対するサポートを行っています。更に、来年度開設予定の三川りっしょう子ども園についても、同様の対応を図っていく必要があります。

今後も引き続ききめ細かな支援とともに、発達障害の疑いのある子どもの療育・保育・教育を乳幼児期から学齢期まで一貫して支援する体制の強化、さらに、対象児の発達能力を最大限に引き出し、できる限り成長の幅を広げられる療育が求められています。

<具体的な施策>

ア 発達障害の疑いのある子どもの把握と支援

保育園・幼稚園等との連携を強化して、発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努め、対象児とその家族への相談・指導・情報提供などの支援を行います。

言葉の発達の遅れのある子どもについては、「ことばの教室（※13）」による指導・訓練につなげます。

発達障害の疑いのある子どもについては、児童相談所の精神発達精密検査等の利用により適正な療育につなげていきます。

イ 専門機関や医療機関との連携強化

障害のある子ども一人ひとりにあった適切な療育を行っていくため専門機関や医療機関との連携を強化します。

※13 ことばの教室

ことばやコミュニケーションに問題があるために、本来持っている能力を十分に発揮することができず、学校生活や社会生活の参加に困難をきたすおそれのある子どもに、一人ひとりのニーズに応じて指導していく教育の場のこと。また、この教室は訓練だけでなく、自分らしさや持っている力・良さを発揮できる子の育ちもねらいとしている。県が設置しているもので、本町では横山小学校に開設されている。

② 教育の充実

<現状と課題>

本町では、小・中学校に特別支援学級を設置し、個々の障害の程度や発達段階に応じた教育的ニーズに配慮し、きめ細かに対応する特別支援教育（※14）を実施しています。さらに、この学級に町特別支援学級支援員を配置し（横山小学校3名、東郷小学校2名、三川中学校1名）、児童・生徒に対する個別学習指導や教育相談の充実を図っています。また、より専門的な教育が必要と判断される児童・生徒については、特別支援学校等への就学の助言・指導を行っています。

今後も障害のある児童・生徒の能力と可能性を最大限に伸ばしていくためのきめ細かな対応が必要であり、併せて保育園・幼稚園、小・中学校の連携など乳幼児期から学齢期まで一貫した教育の支援体制のさらなる強化が求められています。

<具体的な施策>

ア 特別支援教育等の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに配慮したきめ細かな学習指導を行います。

障害や発達段階に応じた特別支援教育を推進するとともに、学校支援員や特別支援学級支援員等の活用による教育相談や個別支援体制の充実を図ります。

イ 教育支援のための関係機関の連携

乳幼児期から学齢期まで一貫した教育の支援ができるよう、保育園・幼稚園、小・中学校、教育・福祉行政等が連携して支援体制の充実を図ります。

※14 特別支援教育

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに基づいて教育的対応を行うもの。対象となる障害としては、器質的障害（知的障害、視覚障害、聴覚障害、運動機能障害等）のほか、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム等がある。

③ 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障害のある人が社会の一員として自覚を持ち、将来にわたり自立した生活を送るためには、経済的基盤となる就労は重要な課題です。障害者雇用促進法の改正などにより、障害者雇用は増加傾向にあります。しかし、長期的な景気低迷という状況もあり、障害のある人の雇用・就労の場の確保は非常に難しいのが現状です。

「就労支援として何が必要ですか」というアンケートの問いには「上司や同僚に障害者の理解があること」「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数などの配慮」と答えた方が76.7%いました。

障害のある人の働く環境の改善は、「障害者優先調達推進法」が平成25年4月から施行されたことにより、町でも取り組んできましたが、さらなる改善が必要となっています。

また、障害者雇用の相談支援機関としては、県やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等があり、就業相談のほか、就労先の開拓と雇用の確保に努めています。関係機関の一層の充実と連携が求められています。

<具体的な施策>

ア 雇用機会の拡大と就労の支援

障害のある人の雇用について、公共機関や民間事業所等の理解を求め、雇用の場の拡大に努めます。

イ 工賃アップに向けた支援

工賃アップに向けて、事業所の意識向上を図ります。

農福連携を推進し、障害のある人の農業分野での就労支援を行うことで、働く場を創出し、農業分野での一般就労をめざします。

ウ 優先調達の推進

「障害者優先調達推進法」の施行により、毎年「三川町障害者就労施設等からの物品等調達方針」を作成し、役場としての調達目標を達成できるように全庁的な発注に取り組みます。

④ スポーツ・レクリエーション活動等の促進

<現状と課題>

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、本人の社会参加という視点だけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るために重要です。

本町では、障害の有無に関わらず、三川町公民館主催の生涯学習事業（町民講座やなの花大学、各種スポーツ大会など）や芸術文化活動、総合型地域スポーツクラブなどを通じて多くの町民が自主的な活動に取り組んでいます。障害のある人も気軽に参加できる十分な体制づくりには至っていない状況です。

多くの方が様々な大会やイベントに参加し、今後もスポーツ・レクリエーションや文化活動に親しむ機会の拡充を図り、障害のある人の「生きがづくり」「健康づくり」を促進していきます。

<具体的な施策>

ア 活動機会の拡充と支援

障害のある人が楽しめる、参加しやすいスポーツや文化活動の推進とともに、その機会の拡充を図ります。

体育施設、文化施設のバリアフリー化を促進し、利用しやすい環境整備を促進します。

⑤ 障害者団体等への支援と連携強化

<現状と課題>

本町には、身体障害者福祉協会をはじめとする各種障害者団体が結成されており、会員の抱える問題・課題等の解決に向けた取り組みとともに、研修会や交流・生きがづくり事業などを実施しています。

これらの活動に対しては、町、社会福祉協議会等が事務的、財政的な支援を行っているものの、構成員の高齢化、新規加入会員の減少などの問題を抱えており、幅広い支援が求められています。

また、障害のある人の地域での生活を支える活動として、ボランティアの存在は重要であり、ボランティア連絡協議会との連携とともに、ボランティアに取り組む町民の増加と活動分野の拡大を促進し、障害のある人を地域全体で支える体制を強化する必要があります。

<具体的な施策>

ア 障害者団体等への支援

地域福祉活動の中核である社会福祉協議会と連携し、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、ドレミの会等障害者団体の自立に向けた広範な支援に努めます。

障害者団体等と連携し、福祉活動や交流事業の充実を図り、障害のある人の社会参加と生きがづくりを促進します。

障害者団体、社会福祉協議会との連携により団体への加入促進を図ります。

イ ボランティア活動の促進

広報・チラシなどを活用して、障害に関するボランティア活動への理解を深めるとともに、活動の場を広く周知するなど社会福祉協議会と連携して、その活動を促進します。

各種福祉団体、小・中学校との連携により、若い世代からのボランティアに関する学習機会の拡充を図ります。

社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、中学生・高校生ボランティアサークル「来夢来人」等と連携し、ボランティア活動の場の充実や手話等の講習会への参加を促進し、技術を持った人材の育成を図ります。

第4章 障害福祉計画（第6期）

1 障害福祉計画における実績値と目標値

障害福祉計画の目標値と必要なサービス見込量について

障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえながら、本計画では、障害福祉サービス及び相談支援の実施について、これまでの実績のほか、福祉施設からの地域生活や一般就労への移行も含めた今後の動向予測などをもとに必要な見込み量を算定します。

また、地域生活支援事業の実施については、事業の内容、実施に関する考え方や必要見込み量などを盛り込み、本町の目標値として定めます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

§ 福祉施設入所者数と地域生活へ移行する障害者数の実績値と目標値

身体障害及び知的障害等の福祉施設（以下「施設」という。）への入所者数は、令和元年度末で7人であり、第5期で定めた令和2年度末時点での目標8人を達成しています。しかしながら、その理由としては目標とする「地域生活への移行」ではなく、長期入所者1名が福祉施設を退所して介護施設へ移ったことと、施設入所者の死亡によるものとなっています。

第6期計画の最終年度である令和5年度末時点の施設入所者数の目標値については、令和元年度末時点の施設入所者数のうち1人（14.3%）が地域生活へ移行することを目指すとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1人（14.3%）減少させることを目指し、障害のある人の状態やニーズに合わせた地域生活への移行を進めます。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数(A)	7人	令和元年度末時点
目標年度の施設入所者数(B)	6人	令和5年度末時点
【目標値】地域生活移行数(C)	1人	令和5年度末までにグループホーム等へ移行する人数
[地域生活移行率] (C) / (A)	14.3%	(国の指針：移行率6%以上とする)
【目標値】削減見込(A) - (B)	1人	差引減少見込み数
[減少率] ((A) - (B)) / (A)	14.3%	(国の指針：減少率1.6%以上とする)

(2) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能の集約を行う拠点を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

第6期計画では、国の「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備」するという指針に基づき、整備を進めていきます。

なお、対象者数や利用状況の動向により、本町単独での整備にこだわらず、圏域内（鶴岡市、酒田市、庄内町）の関係機関等との連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1カ所	令和5年度末の数
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	令和5年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期計画では、一般就労者数を施設入所者だけでなく障害福祉サービス事業所に通所している障害者も対象として2人と見込みましたが、実績は1人となっています。就労移行支援事業の利用者数は3人と見込みましたが、利用はありませんでした。

第6期計画においては、障害者雇用率の引き上げや雇用環境の整備が進められ、就労継続支援事業所から一般就労へ移行できる可能性がある障害者を増やしていくことを目標とし4名を見込むこととします。

就労移行支援事業の利用者数については、現在0人となっていますが、一般就労を支援する取り組みが充実してきていることから、1名を見込むこととします。

また、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援サービスが創設され、障害者の就労の継続を図るために生活面の課題に対応します。就労定着支援開始1年後の利用者の職場定着率の目標を、国の指針で示す割合と同じ70%とします。

項 目		数 値	考 え 方
移 年 行 者 数 一 般 就 労	現在の年間一般就労移行者数(A)	1人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数
	【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数(B)	4人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数
	[増加率] (B) / (A)	4.0倍	(国の指針：1.27倍以上とする)
内 移 行 支 援	現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	0人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した人数
	【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	1人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人数
	[増加率] (D) / (C)	—	(国の指針：1.3倍以上を目指す)
内 A 型	現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	0人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した人数
	【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人数
	[増加率] (F) / (E)	—	(国の指針：概ね1.26倍以上を目指す)
内 B 型	現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G)	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した人数
	【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H)	2人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人数
	[増加率] (H) / (G)	2.0倍	(国の指針：概ね1.23倍以上を目指す)
内 定 着 支 援	現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数
		0人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した人数
	【目標値】目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70.0%	一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用している人の割合(国の指針：70%以上とする)

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度末までに実施体制を確保する

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項 目	内 容
三川町地域自立支援協議会の開催	地域の関係機関によるネットワークの構築を図り、障害福祉サービス等の質の向上に努める。

2 各年度における実績値と必要見込み量並びにその見込み量確保のための方策

(1) 障害福祉サービス及び相談支援に係る過去3カ年の実績値と今後の必要見込み量

障害福祉サービス及び相談支援について、障害者やサービス利用希望者のニーズの把握に努めるとともに、事業所や相談支援事業所との連携により、障害者の地域における生活支援を充実させていきます。各サービスにおける過去3カ年の実績値と今後の必要な量の見込み（見込量）は次のとおりです。

① 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

第6期計画の見込値については、第5期計画の実績値を踏まえ、また、障害者の今後の障害福祉サービスの利用動向を予測して推計しました。令和2年9月末日現在の利用は「居宅介護」のみ4人となっています。今後、高齢化や「親亡き後」を見据え、サービスの周知も図りながら、利用希望者のニーズに応えられるよう実施します。

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅 介護	概 要	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。						
	見込値	利用者数	2人	2人	3人	5人	5人	6人
		量	43時間	45時間	65時間	78時間	78時間	94時間
	実績値	利用者数	3人	4人	4人			
		量	56時間	66時間	65時間			

(注) 利用者数は1カ月当たりの実人数です。量は1カ月当たりの延べ時間数です。
令和2年度分は9月までの実績値からの見込み量です。

② 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）

第6期計画の見込値については、障害者の今後の障害福祉サービス利用の動向予測、特別支援学校等の卒業見込みを踏まえ推計しています。

日中活動系の障害福祉サービスの利用者は、令和2年9月末日現在、「生活介護」が17人（施設入所者7人を含む）、「就労継続支援(A型)」が2人、「就労継続支援(B型)」が24人、「就労定着支援」が1人となっています。

今後も、町内で「就労継続支援（B型）」を行っている「じょんぶ」、「就労継続支援（B型）」と「生活介護」の多機能型事業を行っている「はんどめいど糸蔵楽」のほか、近隣市町の事業所が行っているサービスの把握に努め、相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの向上に努めます。

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	概要	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。						
	見込値	利用者数	16人	17人	17人	18人	18人	18人
		量	260人日	276人日	276人日	346人日	346人日	346人日
	実績値	利用者数	17人	17人	17人			
		量	344人日	341人日	314人日			
自立訓練 (機能訓練)	概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値	利用者数	0人	0人	0人			
		量	0人日	0人日	0人日			
自立訓練 (生活訓練)	概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値	利用者数	2人	0人	0人			
		量	36人日	0人日	0人日			

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就 労 移 行 支 援	概 要	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。						
	見込値	利用者数	2人	2人	3人	1人	1人	1人
		量	24人日	24人日	36人日	12人日	12人日	12人日
	実績値	利用者数	1人	1人	0人			
		量	5人日	20人日	0人日			
就 労 継 続 支 援 (A型)	概 要	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。						
	見込値	利用者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人
		量	20人日	20人日	20人日	44人日	44人日	44人日
	実績値	利用者数	2人	1人	2人			
		量	40人日	23人日	24人日			
就 労 継 続 支 援 (B型)	概 要	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。						
	見込値	利用者数	22人	22人	22人	24人	24人	24人
		量	352人日	352人日	352人日	424人日	424人日	424人日
	実績値	利用者数	21人	22人	24人			
		量	369人日	383人日	432人日			
就 労 定 着 支 援 (新規)	概 要	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	実績値	利用者数	0人	1人	1人			

③ 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）

令和2年9月末日現在、「共同生活援助」の利用者は12人、「施設入所支援」の利用者は7人、「短期入所」の利用者は5人となっています。

第6期計画の見込値は、「共同生活援助」が12人、「施設入所支援」が6人、「短期入所」が5人と推計しています。

本町では「医療法人社団 愛陽会」が、「共同生活援助」として障害のある人に対する生活の場を提供しています。これにより、「共同生活援助」の利用者は増えてきておりますが、居住系サービスを行う事業所の数はまだ十分とは言えず、相談支援事業所と連携しながら、近隣市町の事業所の情報収集を図り、適切なサービスの提供に努めます。

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	概要	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、相談に応じる等の援助を行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	利用者数	0人	0人	0人			
共同生活援助 (グループホーム) ※()は精神障害者の内数	概要	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。						
	見込値	利用者数	8人	9人	10人	12人(6)	12人(6)	12人(6)
	実績値	利用者数	10人	10人(6)	12人(6)			
施設入所支援	概要	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。						
	見込値	利用者数	8人	8人	8人	7人	7人	6人
	実績値	利用者数	8人	8人	7人			
療養介護	概要	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	利用者数	0人	0人	0人			
短期入所	概要	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。						
	見込値	利用者数	3人	3人	3人	5人	5人	5人
		量	6人日	6人日	6人日	42人日	42人日	42人日
	実績値	利用者数	2人	4人	5人			
量		18人日	31人日	39人日				

(注) 利用者数は1カ月当たりの実人数です。量は1カ月当たりの延べ日数です。

令和2年度分は9月までの実績値からの見込み量です。

④ 相談支援（サービス利用支援及び継続サービス支援等）

相談支援における「サービス利用支援」については、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題解決や適正なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために行うもので、必要に応じてモニタリング（「継続サービス支援」）も行なっています。

第6期計画の見込値については、今後の障害福祉サービスの新規利用者を予測するとともに、現在のサービス利用者のモニタリングを考慮して推計しています。

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画 相談 支援	概要	障害福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。						
	見込値	利用者数	84人	84人	84人	13人	13人	13人
	実績値	利用者数	87人 (7人)	109人 (9人)	128人 (11人)			

(注) 平成30年度から令和2年度までの利用者数については年間の延べ人数で表しています。
令和3年度からの利用者数については、県の見込量の数値に合わせ1カ月あたりの実利用人数に変更しています。平成30年度から令和2年度までの実績値は（ ）で表示しています。令和2年度の実績値は令和2年9月末日までの利用実績です。

(2) 障害福祉サービス及び相談支援に係る必要見込み量確保のための方策

障害福祉サービスの利用者については、今後は、障害者の増加に正比例して増えていくことが予想されます。障害福祉サービス及び相談支援の提供にあたっては、利用者や利用希望者のニーズを的確に把握し、希望に合ったサービスが提供できるよう、事業所の情報収集を図り、相談支援事業所と連携しながら相談支援を行っていきます。

令和2年9月末日現在、本町で障害福祉サービスを提供している事業所は、次のとおりです。

- ・ **社会福祉法人 けやき**
⇒ 「居宅介護」「重度訪問介護」
- ・ **はんどめいど糸蔵楽**
⇒ 「生活介護」、「就労継続支援B型」
- ・ **医療法人社団愛陽会**
⇒ 「共同生活援助」、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」、「相談支援」

近隣市町の事業所を利用している障害福祉サービス利用者もまだ多くいます。障害のある人が自分の希望に合致し、将来的な自立のために自分の能力を向上させることができる事業所に通所し、サービスを受けることができるよう支援を行っていきます。町内にすべてのサービス種別ごとに事業所を配置することをめざすのではなく、近隣市町の事業所をうまく活用しながらより良いサービス提供を行っていきます。

また、障害のある人が事業所を選定するにあたっては、事業所のサービス内容はもちろんですが、事業所まで通所するための交通手段の有無も重要な要素になります。事業所選定の選択肢を広げるためにも障害者が公共交通機関を利用した場合の交通費助成支援等を継続して行っていくます。さらに、障害福祉サービスのみならず他のサービスとの併給・連携のあり方と併せて、障害のある人がより良いサービスを受けられるようその方策を検討していきます。

3 地域生活支援事業の実施計画

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に、効果的に、効率的に実施するものです。この事業は、障害福祉サービスとは異なり、地域での暮らしに密接な関係を持つものであり、利用者や利用予定者のニーズに応えられるように、第6期計画では実績値やこれまでの事業実施状況などを踏まえ推計しました。

障害福祉計画に定める地域生活支援事業のうち、下記の事業についての実施及び利用を見込み計画します。

(1) 実施する事業の内容

① 障害者相談支援事業

障害者の生活を支援するため、障害者やその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。役場庁舎の窓口においても相談対応は行いますが、より専門的な知識や最新情報を持つ「指定相談支援事業所」に業務委託し、相談者の意向に沿った的確な相談支援を行います。

② 成年後見制度利用支援事業

平成24年4月から市町村での必須事業となった「成年後見制度利用支援事業」については、対象者が当該事業を利用することが有用であるものの、経済的に町からの補助を受けなければ制度を利用できない場合に支援を行うものです。本町においては、地域包括支援センターや社会福祉協議会、町が委託する相談支援事業所、関係機関との連携を図り、制度の周知に努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

自宅で生活する重度の障害のある人に対して、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に、日常生活用具の給付又は貸与を行います。給付又は貸与にあたっては、給付等の必要性や用具の価格、家庭環境等を十分調査し、日常生活用具給付事業実施要綱に基づき行います。

④ 移動支援事業

全身性障害者（重度の両上肢及び両下肢の機能障害者）、重度知的障害者、重度精神障害者であって、屋外での移動が困難な方（障害児を含む。）が、地域において自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出の際の移動支援を行います。

⑤ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

事業区分／年度		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	実施に関する 考え方
必須事業								
理解促進研修・啓発 事業	見込値							
	実績値							
自発的活動支援事 業	見込値							
	実績値							
相談支援事業								
障害者相談支援 事業	見込値	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	相談支援事 業所へ委託
	実績値	1事業所	1事業所	1事業所				
基幹相談支援セ ンター	見込値	無	無	無	無	無	無	設置予定な し
	実績値	無	無	無				
成年後見制度利用 支援事業	見込値	有	有	有	有	有	有	
	実績値	無	無	無				
成年後見制度法人 後見支援事業	見込値	無	無	無	無	無	無	
	実績値	無	無	無				
意思疎通支援事業	見込値	無	無	無	無	無	無	
	実績値	無	無	無				
日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援 用具	見込値	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	実績値	2件	0件	0件				
②自立生活支援 用具	見込値	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	実績値	1件	1件	1件				
③在宅療養等援 用具	見込値	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	実績値	1件	1件	0件				
④情報・意思疎通 支援用具	見込値	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	実績値	1件	0件	0件				
⑤排泄管理支援 用具	見込値	96件	96件	96件	50件	50件	50件	
	実績値	49件	38件	47件				
⑥居宅生活動作 補助用具(住宅 改修費)	見込値	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	実績値	0件	1件	0件				
手話奉仕員養成研 修事業	見込値							
	実績値							
移動支援事業	見込値	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
	実績値	0人	0人	0人				
地域活動支援センタ ー	見込値							
	実績値							

事業区分／年度		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	実施に關する 考え方
任意事業								
日常生活支援								
日中一時支援	見込値	0人	0人	0人	4人	4人	4人	
	実績値	1人	3人	4人				
社会参加支援								
自動車運転免許取得・改造助成	見込値							
	実績値							
権利擁護支援	見込値							
	実績値							
就業・就労支援	見込値							
	実績値							

(注) 令和2年度の実績値は令和2年9月末日までの利用実績からの見込です。

(2) 見込量の確保のための方策

相談支援事業については、相談支援事業所との連携をより一層強化し、サービスの向上を図ります。その他の事業については、対象者への周知に努め、希望があった場合は、迅速に対応していきます。

第5章 障害児福祉計画（第2期）

1 障害児福祉計画における実績値と目標値

（1）障害児支援の提供体制の整備等に係る目標

障害児とその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るための目標値を設定します。

国の指針では、障害児への重層的な地域支援体制を構築し、地域社会への参加・包容を推進するため、児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置することとしています。

また、特別な支援が必要な障害児への支援体制を整備するため、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を全市町村に確保するとともに、医療的ケア児（※15）が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を、各圏域及び全市町村にそれぞれ設置することとしております。

本町単独での設置が困難な場合には、圏域内の関係機関等と連携・調整を図り整備していきます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	令和5年度末の設置数 (各市町村に少なくとも1カ所以上設置)
保育所等訪問支援事業の実施	1カ所	令和5年度末の事業所数 (各市町村に少なくとも1カ所以上設置)
重症心身障害児支援事業所の確保	1カ所	令和5年度末の、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 (各市町村に少なくとも1カ所以上設置)
	1カ所	令和5年度末の、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 (各市町村に少なくとも1カ所以上設置)
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1カ所	令和5年度末の数
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1名	令和5年度末の配置人数

※15 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児をいう。

2 各年度における実績値と必要見込み量並びにその見込み量確保のための方策

(1) 障害福祉サービス及び相談支援に係る過去3カ年の実績値と今後の必要見込み量

§ 障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）

第1期計画の見込値は、現在の利用者の年齢に合わせて推計しました。

令和2年9月末日現在、「児童発達支援」の利用者は3人、「放課後等デイサービス」の利用者は2人、「障害児相談支援」の利用者は16人となっています。

保健師や教育委員会と連携しながら、近隣市町の事業所の情報収集を図り、適切なサービスの提供に努めます。

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	概要	障害のある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。						
	見込値	利用者数	3人	1人	2人	2人	2人	2人
		量	12人日	4人日	8人日	50人日	50人日	50人日
	実績値	利用者数	2人	5人	3人			
量		5人日	9人日	50人日				
放課後等デイサービス	概要	授業の終了後又は休業日に、障害のある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等必要な支援を行います。						
	見込値	利用者数	0人	2人	2人	5人	5人	5人
		量	0人日	10人日	10人日	68人日	68人日	68人日
	実績値	利用者数	2人	1人	2人			
量		20人日	7人日	38人日				
保育所等訪問支援	概要	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値	利用者数	0人	0人	0人			
量		0人日	0人日	0人日				

名称	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療児童発達支援	概要	肢体不自由のある子どもについて、児童発達支援（基本的な動作の指導等）及び治療を行う支援で、「障害児通所支援」のひとつです。						
	見込値	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値	利用者数	0人	0人	0人			
		量	0人日	0人日	0人日			
	居訪問児童発達支援	概要	重症心身障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。					
見込値		利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実績値		利用者数	0人	0人	0人			
		量	0人日	0人日	0人日			
障害児相談支援		概要	障害児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等との連絡調整等を行います。					
	見込値	利用者数	6人	8人	8人	3人	3人	3人
	実績値	利用者数	16人 (2人)	21人 (2人)	16人 (3人)			

(注) 利用者数は1カ月当たりの実人数です。量は1カ月当たりの延べ日数です。

「障害児相談支援」については、平成30年度から令和2年度までの利用者数については年間の延べ人数で表しています。令和3年度からの利用者数については、県の見込量の数値に合わせ1カ月あたりの実利用人数に変更しています。平成30年度から令和2年度までの実績値は（ ）で表示しています。令和2年度の実績値は令和2年9月末日までの利用実績です。

第6章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成状況の 点検及び評価

本計画の実施状況については、三川町障害者計画・障害福祉計画委員会に報告し、計画の点検と効果について検証を行います。その際、課題の整理や改善方策の検討をすすめます。これらの評価を踏まえ計画変更の必要性が生じた場合は、柔軟に計画の見直しを行うとともに、PDCA サイクルに基づき、目標値に対する達成状況の分析、評価をし、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

参 考 资 料

アンケート調査の実施結果について

【調査】 令和2年10月12日郵送
令和2年10月28日締切

【対象】 町内在住者で障害手帳保持者、
自立支援医療利用者
(またはその家族)等

身体障害者手帳	292名
療育手帳	48名
精神障害者保健福祉手帳	34名
自立支援医療利用者	71名
合計	445名

※ただし、重複者もいるため実際郵送した数は395通

【回答】 258通

【回答率】 65.3% (258/395通)

●問1 お答えいただくのはどなたですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 本人(障害のある方) | 4. そのほか() |
| 2. 本人の家族 | |
| 3. 家族以外の介助者 | |

※この調査は、ご本人(この調査の対象者:障害のある方)のことを「あなた」とお呼びします。ご家族などがご記入される場合も、「あなた」はご本人のこととしてお答えください。

1	2	3	4
65.1%	32.6%	0.8%	1.6%

●問2 あなたの年齢をお答えください。

- | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70歳以上 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|

1	2	3	4	5	6	7
3.9%	5.8%	5.4%	7.4%	9.7%	18.2%	49.2%

●問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

1	2
48.8%	50.8%

●問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 2. 配偶者(夫または妻) |
| 3. 子ども | 4. そのほか() |
| 5. いない(一人で暮らしている) | |

※グループホーム、福祉施設などを利用されている方は、「5. いない」としてください。

1	2	3	4	5
27.9%	34.9%	38.4%	17.4%	23.6%

●問5 日常生活で次の①から⑩のことをどのようにしていますか。(それぞれに○を1つ)

項目	一人で行える	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	1	2	3
②トイレ	1	2	3

③入浴	1	2	3
④衣服の着脱	1	2	3
⑤身だしなみ	1	2	3
⑥家の中の活動	1	2	3
⑦外出	1	2	3
⑧家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨お金の管理	1	2	3
⑩薬の管理	1	2	3

問8へ

問6へ



	1	2	3
問5-1	77.5%	13.6%	5.4%
問5-2	76.7%	9.3%	10.9%
問5-3	66.3%	16.3%	14.3%
問5-4	74.8%	13.2%	8.9%
問5-5	69.0%	17.1%	10.9%
問5-6	69.4%	18.6%	8.9%
問5-7	54.3%	20.5%	21.7%
問5-8	65.5%	17.1%	11.2%
問5-9	60.1%	14.7%	21.7%
問5-10	60.5%	14.3%	22.1%

●問6 あなたの介助をしてくれる方は主に誰ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟 2. 配偶者 3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設の職員 (→問8へ) 5. そのほか () (→問8へ)
----------------------------------	---

問7へ



1	2	3	4	5
15.1%	13.6%	14.7%	18.6%	4.7%

●問7 あなたの介助(支援)をしてくれる家族の中で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢(令和2年8月1日現在)

②性別(○は1つだけ)

③健康状態(○は1つだけ)

※64歳

→60代

代

1. 男性	2. 女性
-------	-------

1. 良い	2. 普通	3. 良くない
-------	-------	---------

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
問7-1	0.0%	0.0%	2.3%	3.9%	10.1%	11.2%	9.3%	3.9%	0.8%	0.0%
問7-2	12.0%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-	-
問7-3	9.3%	25.6%	6.6%	-	-	-	-	-	-	-

※①の年齢については、「3」＝「30代」、9＝「90代」の回答

●問8 あなたが認定を受けている障害等級や種類、自立支援医療（精神通院医療）、医師から診断を受けているものについて、該当するものを選んでください。（当てはまるものそれぞれに○を1つ）

身体障害者手帳	1級 2級 3級 4級 5級 6級 なし
身体障害の種類	視覚障害 聴覚障害 音声・言語・しゃく機能障害 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） 内部障害
療育手帳	A B なし
精神障害者保健福祉手帳	1級 2級 3級 なし
自立支援医療（精神通院医療）	受給している 受給していない
医師から診断を受けているもの	発達障害 高次脳機能障害 受けていない
	難病 受けていない

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

※難病（特定疾患）とは、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病などの原因不明で治療法が確立していない疾病、そのほかの特殊の疾病をいいます。

※高次脳機能障害とは、事故などによる外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害などの認知障害などをいいます。

●問9 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（当てはまるものすべてに○）

1. 気管切開	2. 人工呼吸器（レスピレーター）	3. 吸入
4. 痰の吸引	5. 胃ろう・腸ろう	6. 鼻腔経管栄養
7. 中心静脈栄養（IVH）	8. 点滴（静脈）	9. 透析
10. カテーテル留置	11. ストマ（人工肛門・人工膀胱）	12. 服薬管理
		13. なし

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
0.8%	0.0%	3.1%	1.9%	1.6%	0.4%	0.0%	1.6%	1.9%	0.4%	4.7%	20.5%	49.6%

●問10 あなたは現在、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（○は1つだけ）

1. 受けていない	2. 要支援1	3. 要支援2	4. 要介護1
-----------	---------	---------	---------

5. 要介護2	6. 要介護3	7. 要介護4	8. 要介護5
---------	---------	---------	---------

1	2	3	4	5	6	7	8
71.3%	2.7%	2.7%	3.9%	3.9%	4.7%	3.5%	2.3%

●問 11 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

1. 一人で暮らしている (→問 14 へ)
2. 家族と暮らしている (→問 14 へ)
3. グループホームで暮らしている (→問 14 へ)
4. 福祉施設 (障害者支援施設、高齢者支援施設) で暮らしている (→問 12 へ)
5. 病院に入院している (→問 12 へ)
6. そのほか () (→問 14 へ)

1	2	3	4	5	6
10.5%	68.6%	7.0%	5.4%	4.7%	0.0%

●問 12 あなたは将来、地域社会の中で生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 今のまま生活したい
2. グループホームなどを利用したい
3. 家族と一緒に生活したい
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
5. そのほか ()

1	2	3	4	5
23.3%	2.7%	15.1%	1.2%	3.5%

●問 13 地域社会で生活するには、どのような支援があれば良いと思いますか。
(当てはまるものすべてに○)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
2. 障害者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 機能訓練・生活訓練などの充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応などの充実
7. 家族の協力や理解
8. 地域住民などの理解
9. コミュニケーションについての支援
10. 生活に必要な情報の収集
11. そのほか ()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
13.6%	7.4%	11.2%	6.2%	20.2%	12.8%	14.3%	8.5%	6.6%	9.7%	1.2%

●問 14 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

1. 毎日
2. 1週間に数回
3. めったにしない
4. まったくしない

問15・16・17へ



問18へ



1	2	3	4
33.3%	37.2%	17.4%	9.3%

●問15 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------|---------------|------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 2. 配偶者(夫または妻) | 3. 子ども |
| 4. ホームヘルパーや施設の職員 | 5. そのほかの人 | 6. 一人で外出する |

1	2	3	4	5	6
12.8%	15.9%	10.5%	11.6%	3.9%	33.3%

●問16 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(当てはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 2. 訓練やリハビリ | 3. 医療機関への受診 |
| 4. 買い物に行く | 5. 友人・知人に会う | 6. 趣味やスポーツ |
| 7. グループ活動への参加 | 8. 散歩 | 9. そのほか() |

1	2	3	4	5	6	7	8	9
22.5%	9.3%	60.5%	62.0%	22.5%	13.2%	7.0%	18.6%	11.2%

●問17 外出するときに困っていることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない | 2. バスやタクシーの乗り降りが困難 |
| 3. 道路に階段や段差が多い | 4. 外出先の建物の設備が不便 |
| 5. 介助者が確保できない | 6. 外出にお金がかかる |
| 7. 周囲の目が気になる | 8. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 9. 困ったときにどうすればいいのか心配 | 10. そのほか() |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
22.1%	7.8%	13.2%	8.1%	3.9%	11.2%	10.1%	12.0%	15.1%	8.1%

●問18 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. 会社勤めや自営業、家業などで収入を得て過ごしている(→問19へ) | |
| 2. 福祉施設、作業所などに通っている | 3. ボランティアなど収入を得ない仕事をしている |
| 4. 専業主婦(主夫)をしている | 5. 病院などのデイケアに通っている |
| 6. リハビリテーションを受けている | 7. 自宅で過ごしている |
| 8. 入所している施設や病院などで過ごしている | 9. 大学・専門学校・職業訓練校などに通っている |
| 10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている | 11. 一般の高校、小中学校に通っている |
| 12. 幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている | 13. そのほか() |

問20へ ↓

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
12.0%	11.2%	0.8%	8.5%	3.9%	0.8%	36.0%	8.1%	0.4%	1.2%	1.9%	1.2%	2.3%

●問19 あなたは、どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

1. 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない 2. 正職員で短時間勤務などの配慮がある
 3. パート・アルバイトなどの非常勤職員・派遣職員 4. 自営業・農林水産業など
 5. そのほか() (いずれの回答も 問21へ)

1	2	3	4	5
3.9%	0.8%	3.9%	4.7%	3.9%

●問20 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 仕事をしたい 2. 仕事をしたくない 3. 仕事をする事ができない

1	2	3
24.0%	7.8%	47.7%

●問21 あなたは、収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思いますか。(○は1つだけ)

1. すでに受けている 2. 受けたい 3. 受けたくない(受ける必要はない)

1	2	3
3.9%	10.9%	62.8%

●問22 あなたは、障害者の就労支援として、何が重要だと思いますか。(当てはまるものすべてに○)

1. 通勤手段の確保 2. 職場におけるバリアフリーなどの配慮
 3. 短時間勤務や勤務日数などの配慮 4. 在宅勤務の拡充
 5. 上司や同僚に障害者の理解があること 6. 職場で介助や援助などが受けられること
 7. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 8. 企業ニーズに合った就労訓練
 9. 仕事についての職場以外での相談対応、支援 10. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
24.0%	14.7%	20.5%	11.6%	32.2%	14.7%	18.6%	12.8%	14.3%	5.8%

●問23 あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし

1	2	3	4	5	6	7
0.4%	5.0%	1.9%	3.9%	1.2%	1.2%	60.1%

●問24 あなたが利用している障害福祉サービスについてお聞きします。

以下①～③は、福祉サービスに関する説明です。次のページの間Aから回答してください。

- ① きょたくかいご 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービス

② 重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や移動の介護を行うサービス
③ 同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービス
④ 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介護や外出時の移動の介護などを行うサービス
⑤ 療養介護	医療が必要な方で常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療育上の管理、看護などを提供するサービス
⑥ 生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護のほか、創作的活動などの機会を提供するサービス
⑦ 短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービス
⑧ 施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービス
⑨ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
⑩ 就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行うサービス
⑪ 就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動そのほかの活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
⑫ 就労定着支援	一般就労に移行した人が、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を受けるサービス
⑬ 自立生活援助	施設などから一人暮らしを希望する知的障害や精神障害のある方が、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応による相談や支援を受けるサービス
⑭ 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行うサービス
⑮ 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス
⑯ 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの治療を行うサービス
⑰ 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との促進などの支援を行うサービス
⑱ 保育所等訪問支援	保育所などに児童指導員や保育士などが訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービス
⑲ 相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行うサービス
⑳ 移動支援	屋外での移動が困難な方について、外出のための移動の支援を行うサービス
㉑ 日中一時支援	在宅の障害者(児)を介護する方が病気などの場合に、施設で一時的に預かるサ

	ービス
② ^{ちいまいこうしえん} 地域移行支援	住まいの確保や地域での生活に移行するための活動に関する相談、各種福祉サービス事業所への同行を行うサービス
③ ^{ちいまでいちやくしえん} 地域定着支援	居宅において単身で生活している方を対象に、常に連絡体制を確保し、緊急事態における相談やサービス事業所との連絡調整などを支援するサービス

問A 上記の障害福祉サービスを利用していますか。記入例を参考に、現在利用中のサービスについて①～③の番号を記入し、今後3年以内の利用予定についてあてはまるものに○をつけてください。

記入例) 現在「放課後等デイサービス」を利用中で、今後も同じくらい利用予定
 <現在利用中のサービス> <今後3年以内の利用予定について>
 (②) ⇒ ①. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

<現在利用中のサービス> <今後3年以内の利用予定について>
 () ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
 () ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
 () ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
 () ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
 () ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

問B 現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。
 (○は1つだけ) (「ある」の場合、①～③であてはまるものをすべて記入)

1. ある (利用したいサービス) ⇒ () 2. ない

1	2
10.9%	45.7%

●問25 あなたは、福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。
 (当てはまるものすべてに○)

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオ 2. 「広報みかわ」や三川町のホームページ
 3. インターネット 4. 家族や親せき、友人・知人
 5. 計画相談支援事業所の相談支援専門員 6. 町役場などの行政機関
 7. かかりつけの医師や看護師 8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
 9. 情報が得られない 10. そのほか ()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
20.5%	33.3%	9.3%	18.6%	10.5%	24.4%	17.8%	13.2%	3.9%	3.1%

●問26 あなたが現在受けている障害福祉サービスなどの情報に満足していますか。(○は1つだけ)

1. 満足している 2. 普通 3. 情報量が少なく不満である

4. 情報を伝える方法が悪く不満である 5. そのほか()

1	2	3	4	5
17.1%	43.4%	8.1%	3.1%	2.7%

●問27 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(〇は1つだけ)

1. ある 2. 少しある 3. ない(→問32へ)

問28へ



1	2	3
15.1%	19.8%	51.9%

●問28 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(当てはまるものすべてに〇)

1. 学校・仕事場 2. 仕事を探るとき 3. 外出先 4. 余暇を楽しむとき
5. 病院などの医療機関 6. 住んでいる地域 7. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7
10.5%	4.7%	13.6%	4.3%	6.2%	10.1%	3.5%

●問29 ^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度を知っていますか。(〇は1つだけ)

1. 知っている 2. 聞いたことはあるが詳しくは知らない 3. 知らない

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分ではない方の財産や権利を守るための制度です。本人が不利益を受けないように、家庭裁判所に選任された成年後見人^{ほきじん}や保佐人などが本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行います。

1	2	3
17.4%	19.0%	24.4%

●問30 あなたは、成年後見制度の必要性を感じていますか。(〇は1つだけ)

1. 感じている 2. 感じていない 3. 分からない

1	2	3
15.1%	19.8%	26.0%

●問31 あなたは、成年後見制度の利用を考えていますか。(〇は1つだけ)

1. 考えている 2. 考えていない 3. 分からない

1	2	3
5.8%	29.8%	24.8%

●問32 災害が発生したときの避難場所を知っていますか。(〇は1つだけ)

1. 知っている 2. 知らない

1	2
67.8%	25.6%

●問33 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

1. できる 2. できない 3. 分からない

1	2	3
37.6%	40.7%	16.3%

●問34 家族が不在の場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

1. いる 2. いない 3. 分からない

1	2	3
34.9%	26.7%	31.4%

●問35 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 投薬や治療が受けられない 2. 補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる
 3. 救助を求めることができない 4. 安全な場所まで迅速に避難することができない
 5. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない 6. 周囲とコミュニケーションが取れない
 7. 避難場所の設備や生活環境が不安 8. 避難場所で障害の理解が得られるか不安
 9. 特にない 10. そのほか ()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
38.8%	20.9%	19.4%	38.8%	15.9%	17.8%	39.5%	26.7%	13.6%	0.4%

●問36 あなたは、災害時や緊急時にどのような方法で地域の情報を入手していますか。
 (当てはまるものすべてに○)

1. テレビ・ラジオ 2. インターネット 3. 三川町ホームページ
 4. 三川町公式SNS 5. 緊急速報メール(エリアメール) 6. 家族や親せき、友人・知人
 7. 民生委員や自治会長 8. 特にない 9. そのほか ()

1	2	3	4	5	6	7	8	9
69.4%	14.7%	7.8%	3.5%	33.3%	41.1%	8.9%	4.3%	3.9%

※自由記入の回答については、一部内容を要約しております。

また、個人が特定されるような記述については、記載を控えさせていただいております。
ご了承ください。

【意見記入スペース】

●移動、外出について

- ・タクシー券の使用、期限について、前に使うことができるようにしてほしい。
- ・障害者福祉タクシー利用券が使いづらい、使い方がよくわからない。
- ・デマンドタクシーの利用、町外にいけないと思います。たとえば病院に行く時等
- ・外出時の同行をしてもらえるサービスがあると良い。
- ・通院しなければならない病院が、三川町にないため、その場所までの移動手段を考えなければならないことが大変です。町外にも移動可能なタクシーがあると助かります。町内のみのデマンドタクシーでは、通院できません。また、各種申請も役場窓口まで行かなければならないですが、郵送等でできるとありがたいです。

●希望する支援等について

- ・木の剪定
- ・除雪も一人暮らしには容易でない。自費でお願いしている。これも考えていただきたい。
- ・町内会では、ゴミ捨てを定まった方が来てくれる。ありがたい。
- ・今後益々高齢となります。町で助けていただければ幸いです。
- ・住所は三川町だが町外の施設にいる為、三川町の福祉サービスを受けれていない。タクシーなど受けられず、自費で行くしかない。一人では行けないためヘルパーなど時間によりお金がかかる事が負担になっている。
- ・家族が病気で手術入院する際に、ショートステイを利用したのですが、1ヶ月前の希望では予約が難しく、相談員さんや施設に何度も何度も相談して、見通しが立てられない中で、病気の心配と施設を利用する事が出来るのか？との不安でとても大変な思いをした。なの花荘でも利用できるようなればありがたい。
- ・民生委員の行動を強化してください。例) 民生委員の定数の増加と行動に対する表彰等
- ・遠くから見守ってほしい。

●心配、不安等について

- ・母が高齢でその後誰がみてるのか心配（後見制度はお金がかかる）
- ・今は自分ですべてが出来るので介助は考えていない。
- ・地域住民との対話が不足している。
- ・薬が飲めなくなったときが不安である。
- ・障害者本人は重度の自閉症で問題行動も強く、そのため数年前から希望している短期入所は今まで1日も利用できておらず、現在も見通しがたっておりません。障害の重い人ほど、多くの助けが必要とされるのに、利用できる施設も必要と思われる支援もないのです。今後、家族で介護できなくなってしまったときどうするか？心配しています。

●利用可能なサービス等の情報について

- ・介護サービスを受ける時の介護保険とサービス料のしくみ計算のやり方が最初難しくて、何

日受けられて満額を超えると負担額が10割になるとか。認定を受けた人に「オムツ」の支援があることも後々になり知ったので、情報を知ることが大事だと思う。

- 後になってから受けられるサービスがあるということを知る場合が、何度かありました。あらかじめサービスをまとめた冊子等を年度はじめに配っていただければと思います。
- わからない事業は民生委員に聞いています。
- 精神障害者福祉手帳を交付されたが、受けられるサービスなどの情報が何もなく、自分で調べるしかなかったので、交付の際資料も添付してもらえると助かる。(他市町村ではあるようでした。) 又、こういう相談は健康福祉課の方にさせてもらえるのでしょうか？

●災害時等の避難について

- 洪水緊急避難時、支援センターの方々の早い協力がありがたかったです。めったにある事ではないですが、助けていただき心強いです。
- 災害で避難となった場合に、周囲の目がとても気になり避難することを迷います。オムツをしているので、臭いも気になる所です。避難所に障害者その家族が安心していられるようなアンテナをはった方がいてくださると助かります。

●町への要望について

- 身障者手続き時に個人番号記入があり、個人番号カード交付手続きをしましたが、役場窓口であくまで本人がこななければ交付できないという事でした。車イスででかける事がどれほど大変か理解して欲しいです。コロナ、インフル、費用(介護タクシー)、介護者も慣れていないので大変です。せっかく手続きしたのに残念です。もちろん本人確認も大事ですけども、それでは代理人の設定はいらないのでは！！
- 住民課を利用した際、とても大きな声で「障害者手帳」という言葉を繰り返されたのが気になりました。はきはき対応されるのはありがたいですが、障害というデリケートなワードを使う際はもっと周りのきいてる耳などにも配慮していただきたかった。
- 三川町では「SDGs」取り組んでいますか？実際にやってみてはどうでしょう？
- 田舎では大都市のような支援団体・就労サポート団体が残念ながら存在しない。車がないと企業にも就職できません。企業で、いきなり勤務できる人はいません。なので、官民関係なく若者が就労できる場所をたくさん提供してほしい。デジタル環境も！若者人口を増やすきっかけにも良いと思います。「新型コロナ」で都市から田舎(地方)移住の希望者が増加するという予想も見込まれる世の中に変化してきているみたいなので、他県では「ワーケーション」「IT企業で勤務」希望の若い世代を呼び込もうと支援政策も導入しているそうです。三川町でも導入しては、どうでしょう。「5G」整備お願いします。
- 三川町の人口の減少が進んでいる。町でなんか考えるべきではないか。

●アンケートについて

- 軽度な方、未成年の方に対して質問内容が合わない。カテゴリーにあった調査票を作成されたほうが問題の深堀につながる。
- 高齢になり歩く事がままならない様な人でも障害者の認定を受けずに生活している人たちが多く見受けられます。アンケート調査は特定の人に限られた集計が出来ることが上記の人たちは出来ない。町の職員としても、机の上の事務では無く、各町内会に出向いて障害者の実情を

見て聞いて話し合っただけで戴きたい。町内に入って見て高齢者の障害者が多くいる事が解ると思っています。

- 一人一人違うので書けないのもありました。アンケート調査を分けて簡単にしてください。
- 自立支援を利用しているのですが、やはり病院へ通うと高額になりがちなので、たすかっています。国で決めた金額なので、まちがいが少ない用なので、便利です。どんどん新しい医療が出てくるようなので、医療費を考えて欲しいです。薬や治療費をもっと考えて欲しいです。新しい治療をもっと考えてください。
- 若年で介護保険制度の利用対象にならない、医療ケアを伴う重度身体障害者を在宅で介護する際に不足しているサービスとして、ショートステイがあげられると思います。介護者が体調不良時に預かってくれる所がなければ安心して在宅で介護することはできないと考えます。また、対象者が少数であることは承知していますが、機能維持のために必要な訪問リハビリ等が受けられるよう、サービスの充実を望みます。
- 障害者をもつ家族、もしくは親同士交流できる機会があればうれしいです。
- 障害者1級でありながらも内部障害者は見た目での判断が難しいのですが、免許証を保持して外出時も自分で車を運転して自由に移動している障害者も多いのではないのでしょうか。障害者に対しての偏見が見えたアンケート内容に納得されず、それで外出する方法の選択の中に組み入れても良かったように思いました。(問15~17のいずれかに)
- 問5日常生活については、できる事もあるのですが、やるまでが大変です。場合によっては、物が壊れたり、本人又は周辺の人が怪我をする事もあります。問20,21 仕事については、本人は意思疎通できないのでわかりませんが、家族としては、訓練を受けて、仕事ができればそうあって欲しいと思いますが、そのレベルにないのが現実です。問29 本人は障害があることで嫌な思いをしているのか? などなどこのアンケートに答えるのはとても難しく、とても考えさせられました。

●その他

- 生ごみを捨ててに行った際、私のゴミを持って所定の場所に持って行ってくれた。ありがたかった。三川にもこんな親切な方がいると思ひ、涙が流れた。
- 鶴岡のにこふるに約月4回くらい行っているが、担当の方も顔をだすこともない市で行う行事には、町民を誘ってはくれない。本人が就労のことでにこふるに相談したが、ハローワークで探してくださいといわれた。
- 補聴器の買い換えをしようと思って役場に行ったが、それまで(鶴岡在住だった時に)対象だった補聴器屋が三川だと対象外で、別の店を探したりもしたけど結局どうにもならなくて、結局人工内耳の手術する方向になってしまった。福祉とは関係ないけど今年のプレミアム商品券の通知など早くできる場面もいくつかあって、自治体が小さいからこそそこら辺は良かったなと思うときもありました。

三川町障害者計画・障害福祉計画等委員会委員名簿

任期 自 令和2年4月 1日

至 令和4年3月31日

○委員

NO	役職	選出区分	氏名	所 属
1	委員長	民生委員・児童委員	上野 千晶	民生児童委員協議会
2	委員長代理	福祉団体	菅原 信弥	ボランティア連絡協議会
3		福祉団体	阿部 たみ枝	保健委員協議会
4		障害者団体	阿部 善矢	身体障害者福祉協会
5		障害者団体	木村 康雄	手をつなぐ育成会
6		障害者団体	佐藤 美加	ドレミの会
7		福祉事業者等	飯野 輝子	NPO 法人はんどめいど糸蔵楽 (就労継続支援B型事業所)
8		福祉事業者等	本多 一明	社会福祉法人けやき (居宅介護、重度訪問介護事業所)
9		有識者	錦 織 靖	医療法人社団 愛陽会 三川病院
10		町職員	黒田 浩	総務課
11		町職員	丸山 誠司	建設環境課
12		町職員	佐藤 亮	教育委員会

○事務局

職 名	氏 名
健康福祉課長	中 條 一 之
社会福祉協議会事務局長	高 橋 真利子
健康福祉課長補佐	齋 藤 昌 子
福祉主査兼係長	加 藤 恵 美
福祉係 主任	渡 部 涼 子
福祉係 主事	長谷川 智貴

三川町障害者計画(第5期)

三川町障害福祉計画(第6期)

三川町障害児福祉計画(第2期)

令和3年3月

編 集 三川町健康福祉課

発 行 三 川 町

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

TEL 0235-66-3111 (代)

0235-35-7030 (直)

FAX 0235-66-3139

E-mail fukushi@town.mikawa.yamagata.jp